

公立鳥取環境大学大学院研究科運営委員会規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学大学院研究科委員会規程第3条第2項の規定に基づき、公立鳥取環境大学大学院研究科運営委員会（以下「運営委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 副研究科長
- (3) 専攻長
- (4) 学長が指名する各専攻の教員1名
- (5) その他学長が必要と認めた者

(任期)

第3条 前条第4号及び第5号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。

2 委員長は委員会の会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(定足数及び議決)

第5条 運営委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。

2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第6条 運営委員会は、研究科の次の事項について審議する。なお、必要に応じて研究科委員会に上程するものとする。

- (1) 入学、退学、休学、懲戒、除籍その他学生の身分に関する事項
- (2) 学生の試験に関する事項
- (3) その他学長又は研究科委員会から諮問された事項

(報告)

第7条 委員長は、前条に規定する審議事項の審議結果を研究科委員会を通して学長に報告するものとする。

(構成員以外の出席)

第8条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 運営委員会の事務は、学務課が行う。

附 則
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第19号）
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第32号）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第30号）
1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
2 環境情報学研究科に関することについては、この規程にかかわらず、なお従前の例による。